

介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書 及び添付書類

1. 届出が必要な場合

- (1) 指定申請を行うとき
- (2) 新たに加算を取得するとき
- (3) 取得している加算を取り下げるとき
- (4) 取得している加算・減算などにかかる体制に変更が生じたとき

2. 提出書類

- ・介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書
- ・介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表
- ・添付書類 ※下記、添付書類一覧でご確認ください。

3. 提出期限

「1. 届出が必要な場合」に該当する場合、速やかに提出してください。」

4. 提出方法

○持参または郵送で提出する場合

- ・すべて A4 サイズに統一してください。
- ・ホチキスは使用しないでください。

○メールで提出する場合

- ・メールの件名を必ず「【体制届】事業所名」とし、
「g-kourei@town.nanporo.hokkaido.jp」宛に送信してください。
- ・提出ファイルは PDF で 1 つにまとめて提出してください。

5. 提出先

南幌町役場 保健福祉課高齢者包括グループ

〒069-0235 北海道空知郡南幌町中央3丁目4番26号（保健福祉総合センターあいくる）

TEL：011-378-5888 FAX：011-378-5255

別添

添付書類一覧

届出項目	添付書類
L I F Eへの登録	・なし
介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算	・南幌町 Web サイトをご確認ください。
職員の欠如による減算状況	・従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表
若年性認知症利用者受入加算	なし
生活機能向上グループ活動加算	・従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表
運動器機能向上体制	・従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表 ・機能訓練指導員の資格証の写し
栄養アセスメント・栄養改善体制	・管理栄養士の雇用または連携のわかるもの
口腔機能向上加算	・従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表 ・言語聴覚士等の資格証の写し
選択的サービス複数実施加算	・従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表 ・機能訓練指導員等の資格者証の写し
事務所評価加算（申出）の有無	・南幌町 Web サイトをご確認ください。
サービス提供体制強化加算	・サービス提供体制強化加算に関する届出書
生活機能向上連携加算	・指導訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所またはあはリハビリテーションを実施している医療提供機関と連携していることがわかるもの ・生活機能向上連携加算算定確認票
科学的介護推進体制加算	・なし